



■■■■■ DENIZ 仮放免申請理由

- 1 本件被収容者は、難民認定申請者であり、当面送還されることがなく、収容の必要がありません。
- 2 難民認定申請者を収容するべきではありません。
- 3 本件被収容者は、日本人女性と婚姻し、同居していたものです。その後、収監を経ていますが、仮放免となっても、妻との同居を再開するものであって、逃亡のおそれはありません。
- 4 妻の母は車椅子生活をしており、妻は母親の介護に疲弊しています。  
本件被収容者が妻を助けることが、妻にとっても、妻の母親にとっても、必要な状態です。
- 5 本件被収容者は、もともと精神的に抑うつ症状がみられ、警察署留置中に1回、刑務所で3回自殺未遂をしています。  
東京入国管理局収容中の平成29年1月28日深夜、妻に会いたいのに会えないことを憂い、抑うつ症状が悪化し、房内で首を吊りました。  
しかるところ、精神科医の診察を受けることなく、1月29日から2月2日、独居房に入れられました。  
本件被収容者は精神的健康を害しているものであり、厳しい措置では、疾患が悪化するばかりです。
- 6 本件被収容者は、腰痛に苦しんでいます。  
貴センター医師の判断で、コルセットを使用しています。  
貴センターのベッドは、単なるマットレスなので、腰に悪く、しかし布団などを使用することは許されません。
- 7 このような疾患を有する者を収容継続するべきではありません。

どうか仮放免をお願いします。

以上



腹部の痛みと嘔気が続き、食欲はほとんどありません。体重は65kgから80kgにふえています。胃炎/十二指腸潰瘍が示唆されます。これらの病状は、収容されたことのショックと収容環境によるストレスが原因と考えられます。

背中に100X50mm大の発疹がみられます。乾癬の可能性があり、専門の皮膚科の医師の診療が必要でしょう。

2018年（今年）1月時点で向精神薬が合計24錠ちかく処方されています。それらの薬を服用したところ、顔面に発疹があらわれました。ただちに薬を中止したところ、発疹はきえました。おそらく薬疹だったのでしょう。

この24錠もの薬を処方した医師は、専門が精神科ということ。デニズさんによれば、その医師は「統合失調」の診断をし、それらの薬がだされたとのこと。わたしが面会で話をきくかぎり、統合失調の症状はみられません。彼の精神状態は、トルコでの過去の体験および収容環境に起因しているとかんがえます。大量の薬で、どうていなおせるものではありません。

もともと正常の精神の人に大量の精神薬を投与することは、むしろ精神の悪化をまねきます。しかも、仮放免された場合、これらの向精神薬を突然中止とするため、その反動としての精神状態の悪化がおこるかもしれません。さらに、2014年3月にイラン人（30代）が食事中に窒息死したのも、大量の向精神薬の服用が要因のひとつ（飲みこみがわるくなり、嘔吐反射がよわまる）だったのでしょう。そのもととなる原因の収容環境を無視し、被収容者にこのように大量の向精神薬を服用させるのは、罪深い行為とかんがえます。

病気が生じた場合、医療関係者が行なうことは、その原因を探り、その予防や早期発見に努めなければなりませんし、適切な早期治療も施さなければなりません。しかし収容自体が病気の原因、そして悪化させていることから入管内での治療はまず無理です。それよりも仮放免させることが当面の良い「早期治療」と考えます。「回復の困難な損害」になってから対応するのでは遅すぎます。そうした不可逆性の変化があらわれることを知りながら、それを放置しておくことは許される行為ではありません。